

事 務 連 絡  
令和3年2月1日

一般社団法人 日本港運協会 御中

国土交通省港湾局港湾経済課

「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」の  
パブリックコメント開始について(周知依頼)

平素より大変お世話になっております。

今般、国土交通省港湾局では、事業者の皆様の業務負担の軽減等の観点から、「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」の制定を検討しております。つきましては、本日2月1日(月)よりパブリックコメントを開始いたしましたのでお知らせいたします。

貴協会におかれましては、傘下事業者の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

<参考>

- ・別紙「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案について」
- ・「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155211101&Mode=0>

令和3年2月  
国土交通省  
港湾局

## 港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第33条に基づく国土交通大臣による港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者からの報告の徴収については、港湾運送事業報告規則（昭和53年運輸省令第10号）において定期的な報告の期日及び様式が定められている。

他の事業法に基づく物流事業者の報告ではおおむね数種類の様式を年に1回提出すればよいことと比べ、港湾運送事業者が行う定期的な報告においては、毎月の提出を求めているものがあり、また、提出すべき様式の数も多いため、報告書の作成・提出に伴う事業者の負担や報告書の受付・集計に伴う国の職員の負担も大きくなっている。

このため、毎月の提出を求めている報告について、一部を除き、年1回の提出に見直すとともに、報告項目の削減や様式の統廃合等を行うことにより、事業者及び国の業務負担を軽減するため、港湾運送事業報告規則について所要の改正を行う。

### 2. 概要

#### （1）報告頻度（第2条関係）

毎月の提出を求めている報告の一部について、年1回の提出に変更する。

#### （2）報告内容・様式（第1号様式～第14号様式関係）

以下のとおり報告様式を見直すほか、表現の適正化等の所要の改正を行う。

- 「 　あて」、「住所」、「代表者名（役職名及び氏名）」等の記載欄の削除
- 年1回の提出への変更に伴い複数の様式で重複することとなる項目の削除
- 様式の統廃合

### 3. スケジュール（予定）

公　　布：令和3年3月下旬  
施　　行：令和3年4月1日

# 「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」 に関する意見募集について

令和3年2月1日  
国土交通省港湾局港湾経済課

国土交通省では、別紙のとおり、「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」の制定を検討しています。

つきましては、下記の要領にて国民の皆様から本案に対するご意見を募集致します。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 意見募集要領

### 1. 意見募集対象

「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」

### 2. 資料入手法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省港湾局港湾経済課において資料を配布します。

### 3. 意見公募期間

令和3年2月1日(月)から令和3年3月2日(火)まで※必着

### 4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称及び所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。

#### ①電子メール

[hqt-kouwankeizai-pc@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kouwankeizai-pc@gxb.mlit.go.jp)

国土交通省港湾局港湾経済課 意見募集担当宛

#### ②FAX

03-5253-8937(FAX専用)

国土交通省港湾局港湾経済課 意見募集担当宛

#### ③郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省港湾局港湾経済課 意見募集担当宛

### 5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

### 6. お問い合わせ先

国土交通省港湾局港湾経済課 意見募集担当宛

電話番号 03-5253-8629

事務連絡  
2021年2月1日

各地区港運協会 御中

一般社団法人 日本港運協会

「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」の  
パブリックコメント開始について

標記につきまして、別添のとおり、国土交通省港湾局より、「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」の制定の検討について、2月1日（月）から3月2日（火）まで、パブリックコメント（意見募集）を開始した旨の通知がありましたので、ご意見のある方は、下記URLをご覧ください、直接ご対応下さるようお願い致します。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、貴会傘下事業者に、この旨ご周知下さるようお願い申し上げます。

- ・「港湾運送事業報告規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155211101&Mode=0>

(写) 特別会員